

1. 事業の必要性・概要

平成 26 年 6 月 6 日に P C B 廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という）の変更を行った。

新しい基本計画では 5 地域の日本環境安全事業株式会社（J E S C O）の処理施設の処理能力を相互に活用するとともに、蛍光灯安定器等の処理を北九州市及び室蘭市に集約することなどとしたが、5 施設の地元自治体にとって、迷惑施設でもある P C B 処理施設の操業延長や、エリア外からの廃棄物の受け入れが伴うため、地元自治体にあらかじめ了承してもらうべく調整を行った。

その結果、各地元自治体から基本計画の変更の受入条件として、J E S C O に対し「処理期間の再延長はせず一日でも早く処理を完了すること」等が求められている。

また、基本計画においては「JESCO における安全を第一とした適正かつ確実な処理」、「一日でも早い処理完了に向けた処理促進策」、「微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理」に係る取組を挙げており、これらの取組を推進する必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

（1）未届出物の掘り起こしについて

未把握の P C B 廃棄物の掘り起こし調査の全国展開のために必要な調査手法や掘り起こし調査の効率化手法、調査を効率的に行うための保管事業者・未把握の P C B 廃棄物排出事業者への普及啓発手法を検討・実施する。また、関係機関による連絡協議会を開催し、掘り起こし調査の円滑かつ着実な実施を図る。

（2）微量 P C B 汚染廃電気機器等の処理について

微量 P C B 汚染廃電気機器等について、処理技術の評価や施設の認定を行い、無害化処理認定制度の着実な運用を図る。また、P C B 汚染油を抜いた容器の取扱等に、安全を確保し環境汚染の防止を図りつつ、合理的かつ効率的な処理方策の検討を行う。

3. 施策の効果

P C B 廃棄物の適正かつ確実な早期処理の確保、加速化

PCB廃棄物適正処理対策推進事業

27年度要求額:216百万円 26年度予算額:133百万円
支出予定先:民間団体等

- 1970年代より民間によりPCB処理施設の立地の取組がなされるが、実現せず。
- 国際的には、ストックホルム条約で平成40年までの処理が求められている。

- PCB廃棄物特別措置法(平成13年施行)により、国が中心となって施設整備(国の基本計画でJESCO活用を明記)
- 処理期限までの処理が義務づけ

特措法施行から10年が経過

- 高圧トランス・コンデンサ等については、現在の処理ペースを続けた場合最大平成49年まで処理に時間がかかってしまう。
- 安定器については、北九州と北海道以外の地域では処理体制の見込みが立っていない。
- 法の施行後に判明した微量PCB汚染廃電気機器等の処理促進が急務

PCB廃棄物処理基本計画の変更(平成26年6月6日環境省告示第75号)

	基本計画抜粋	今後の取組
JESCOでの一日でも早い処理完了に向けた処理促進	国は都道府県市と連携し、保管事業者及び使用製品を使用する事業者に対する計画的な処理の必要性を周知するとともに使用中の使用製品やポリ塩化ビフェニル廃棄物の把握に努め、処理の時期の確認を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 未把握のPCB廃棄物の掘り起こし調査の全国展開のために必要な調査手法検討・実施 掘り起こし調査の効率化手法、保管事業者・未把握のPCB廃棄物排出事業者への普及啓発手法検討・実施 掘り起こし調査を円滑に進めるための関係機関による連絡協議会の開催
微量PCB汚染廃電気機器等の処理	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法第14条の4又は第15条に基づき都道府県知事が特別管理産業廃棄物処理業の許可又は産業廃棄物処理施設の設置の許可を行うことに加えて、同法第15条の4の4に基づき環境大臣が無害化処理の認定を行うことにより、処理体制の整備を図ることとする。 国は、処理施設の円滑な整備、微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の無害化処理技術の評価及び微量のポリ塩化ビフェニルの汚染状況の確認に対する支援を行うこととする。 微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等の処理が合理的に進むよう、使用中の使用製品に対する課電自然循環洗浄法等の適用の枠組みの早期構築について検討するとともに、絶縁油の抜油後の筐体について、安全かつ合理的な処理方策について検討を進めることとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 無害化処理技術の評価 無害化処理認定施設の認定 PCB汚染油を抜いた容器の取扱等、合理的かつ効率的な処理方策の検討